

## 道路清掃等を行う市民活動の支援について

### 1 実施内容

B棟コーナーでの収益の一部を、道路の美化活動等を行う市民団体に支給する備品・用具等の購入費として支出する。

### 2 対象者

市民グループ及び市内の学校又は企業等で、団体又は市内在住の個人

### 3 対象とする活動

定期的に行われる武蔵野市道路（歩道）の美化活動等

例：清掃、除草など

### 4 支給する備品・用具の例

箒、熊手、ちり取り

### 5 支給の申請

支給を希望する団体は、開発公社に支給を希望する旨の申請するものとする。申請に当たっては、支給を希望する備品・用具の名称及び数量を記載した書類とともに、活動計画を示した書類、団体名簿を添えて提出するものとする。

※支給する用具等については、申請者の希望に添えない場合もある。

### 6 支出限度額

1 団体当たり 1.5万円

1 個人当たり 5千円

※令和4年度における開発公社の支出総額は5万円とする。

### 7 備品等の支給

支給が決定した時は、原則申請者が希望した受け取り方法で備品等を支給する

### 8 活動の報告

支給を受けた団体は、令和5年6月末までに活動報告書を武蔵野市開発公社に提出するものとする。

### 9 その他

令和4年度のみ事業とし、次年度以降の取り扱いは改めて判断する。